

署受付印		平成 年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 税務署処理欄	連結申告	一連番号			
納稅地 (フリガナ)	電話() -		連結親法人整理番号		円			連結グループ整理番号		□□□□□□□□				
			期末現在の出資金の額					連結事業年度(至)		年□□月□□日				
連結親法人名 (フリガナ)	経理責任者自署押印		印			売上金額	兆十億百万							
						申告年月日	年□□月□□日							
代表者自署押印 (フリガナ)	旧納税地及び旧法人名等		申告区分			庁指定	局指定	指導等	区分					
代表者住所	添付書類		通信日付印			確認印	省略	年月	日					
			年月日				直前度処理	年月	日					

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

別送付要否印

連結事業年度分の

申告書

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

税理士法第30条の書面提出有印 税理士法第33条の2の書面提出有印

連 結 所 得	連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「46の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額(36)	17	十億 百万 千 円	
	特例税率適用外税額がある場合の場合	2	0 0 0		連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	外	
	特例税率適用	3	0 0 0		計(17)+(18)	19	外	
	上記の場合	4	0 0 0		この申告が修正申告である場合	連結所得金額又は連結欠損金額課税土地譲渡利益金額	20	0 0 0
	法人税額	5	0 0 0			法人税額	21	0 0 0
(2)又は(4)の23%相当額	6	0 0 0	還付金額	22		0 0 0		
(3)の26%相当額	7	0 0 0	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(((16)-(22))若しくは((16)+(23))又は((22)-(19)))	24		0 0		
法人税額(5)+(6)	8	0 0 0	連結欠損金等の当期控除額(別表七の二「2の計」又は「13」)	25		0 0 0		
法人税額の特別控除額 (別表六(十一)「30」+別表六(十二)「30」+別表六(十三)「30」+別表六(十四)「30」+別表六(十五)「30」+別表六(十六)「30」+別表六(十七)「30」+別表六(十八)「30」+別表六(十九)「30」+別表六(二十)「30」+別表六(二十一)「30」+別表六(二十二)「30」+別表六(二十三)「30」)	9	0 0 0	翌期へ繰り越す連結欠損金(別表七の二「3の合計」)	26	0 0 0			
差引法人税額(7)-(8)	10	0 0 0	この申の連結欠損金の当期控除額	27	0 0 0			
リース特別控除取戻税額 (別表六(十一)「30」+別表六(十二)「30」+別表六(十三)「30」+別表六(十四)「30」+別表六(十五)「30」+別表六(二十一)「31」+別表六(二十二)「30」)	11	0 0 0	翌期へ繰り越す連結欠損金正合の	28	0 0 0			
課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)	12	0 0 0	土税地額の譲内渡訳	土税地額の譲内渡訳	31	0 0 0		
同上に対する税額(29)+(30)+(31)	13	0 0		土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	31	0 0 0		
法人税額計(9)+(10)+(12)	14	0 0		還する金	銀行	支店	預金	郵便局
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15	0 0		受けようなど	口座番号	時金記号番号 (郵便貯金帳込みの場合)	-	
控除税額(((13)-(14))と(34)のうち少ない金額)	16	0 0		※税務署処理欄				
差引この申告により納付すべき法人税額(13)-(14)-(15)	17	0 0						
土税地額の譲内渡訳	29	0						
同上(別表三(二)「28」)	30	0						
控除税額の計算	32	0 0 0						
所得税の額(別表六の二(一)「6の③」)	33	0 0 0						
外国税額(別表六の二(二)「17」)	34	0 0 0						
計(32)+(33)	35	0 0 0						
控除した金額(15)	36	0 0 0						
控除しきれなかった金額(34)-(35)								

法 0301-0102-02

税理士署名押印 印

別表一の二(二)
各連結事業年度の連結所得に係る申告書一協同組合等の分……平十九・四・一以後終了連結事業年度分